

業務委託規定

文書番号	JU06
改訂版数	第 4 版

第1版制定日	2011年 4月 1日
第4版改訂日	2015年 7月 1日

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
〒260-0856 千葉市中央区亥鼻 2-9-3 ☎043(202)5367

業務委託規定

制定・改訂履歴

項目	年/月/日	記 事	承認	照査	作成
第1版 制定	2011/04/01	・新規作成・制定	加藤	桜井	有村
第2版	2012/07/01	・適用範囲に(2)-②事業として管理運営するポータルサイトサイト、及び(3)工賃向上計画の有効性評価事業を加えた。	加藤	桜井	有村
第3版	2015/03/16	・「6. 業務委託費」に、受託者所有の自家用車両を使用した場合の規定を追加。 ・「7. 秘密保護義務及び知的所有権」の項を追加。 ・様式1. 及び様式2. を追加。	加藤	緒方	鈴木
第4版	2015/07/01	・「5. 研修仕様書の提示」の項を追加。 ・様式1. 研修仕様書を追加。	加藤	緒方	鈴木

目 次

制定・改訂履歴	1
目 次	2
1. 目 的	3
2. 適用範囲	3
3. 運 用	3
4. 業務委託事業者の選定	4
5. 研修仕様書の提示	4
6. 指名の資格要件	4
7. 業務委託費	5
8. 秘密保護義務及び知的所有権	5
9. その他協議事項	6
(様式1. 研修仕様書)	7
(様式2. 二者間契約書)	8
(様式3. 三者間契約書)	9

業務委託規定

1. 目的

業務委託規定(以下、本規定といいます)は、特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター(以下、振興センターといいます)が、事業の遂行にあたり、一部の業務を第三者に委託することにより、その専門性や迅速性などの特性を生かし、より効率的、効果的な事業の執行や成果を期することを目的とします。

2. 適用範囲

- (1)振興センターが実施する経営支援プログラムに関わる事業。
- (2)振興センターに関わる Web 関連事業。
 - ①振興センターのオフィシャルホームページ。
 - ②振興センターが事業として管理運営するポータルサイト。
- (3)振興センターが実施する工賃向上計画の有効性評価事業(以下、有効性評価事業といいます)。
- (4)その他、振興センターに関わる事業で本規定に定めた条項が準用できる事業。

3. 運用

- (1)本規定は、適用範囲に示された対象事業に業務委託を適用する場合の基準と手順を示し、事業目的の的確な達成を図ります。
- (2)本規定は、振興センターの業務委託に係わる協議に基づき起案し、管理責任者(センター長)が照査したものを、理事長が承認することにより発効します。制定・改訂の履歴は記録します。
- (3)用語の定義:本規定で用いる用語の意味を次に示します。

用語	意味
業務委託	・本規定において「業務委託」とは、振興センターが事業の遂行にあたり、一部の業務を第三者に委託することであり、法令等に定められた「業務委託」についての法律的定義を意味するものではありません。
受託者	・業務を委託する事業者。

(4)配布・回収

- ①本規定の最新版は、振興センターのオフィシャルホームページ上より常にダウンロードできる状態にしておきます。
- ②本規定を改定した場合、必要に応じ「2. 適用範囲」に定めた、対象事業の受託者配布します。その際、旧版の回収は当該事業者の廃棄により替えることができます。

4. 受託者(業務委託事業者)の選定

4-1. 指名: 振興センターは、次の事項を勘案して適切な業務遂行力を有すると判断した場合、受託者を指名することができます。

4-1-1. 当該業務に関する実績及び企画力。

4-1-2. 当該業務に関する遂行力。

4-1-3. 当該業務を遂行するための予算の積算が妥当であること。

4-1-4. 上記各項を客観的に評価するための企画提案書及び企画提案が優れていること。

4-2. 公募審査: 振興センターは、新規事業により適切な受託者を新たに求める場合、広く公募します。公募に応じた事業者の企画提案書及び見積書を比較検討し、十分な審査により最適な受託者を選定します。

4-3. 選定条件: 確実に事業を履行できるだけの能力を確保するため、事業内容によっては、一定の条件により審査します。次の事項を審査条件の例とし、事業内容に応じて適宜選択します。

4-3-1. 法人格を有すること。

4-3-2. 委託事業に沿った活動を通常の活動の中でも実施していること。

4-3-3. 業務遂行に支障の無い地域に事務所を有し、通常活動圏に千葉県が含まれること。

4-3-4. 団体の活動歴が十分であること。(目安: 3年以上)

4-3-5. 過去2年の決算及び本年度予算が、委託事業をこなせる能力が判定できる数値以上であること。

4-3-6. 事業の記録保存と成果報告ができること。

4-3-7. 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

4-3-8. 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

5. 研修仕様書の提示

5-1. 研修、講演、個別相談(以下、研修等といいます)の講師を外部に委託する場合、次の項目と要件を研修仕様書(様式1.)に明らかにし、それぞれのニーズへの適確な対応を図ります。

5-1-1. 日程、会場、主題、副題、対象者、定員等の実施要項。

5-1-2. 研修等の目的と、その実施により期待する目標。

5-1-3. 研修等の概要。

5-1-4. 講師料

5-2. 前項「4.」の受託者選定の条件を満たす講師(受託)対象者は、提示された要件に適った内容の研修を実施することの証として、振興センターに受託書を提示します。

6. 指名の資格要件

6-1. 指名により受託者を選定する場合、次の資格要件を満たすことを必要とします。

6-2. 経営支援プログラムに関わる事業: ワークショップ、経営力強化・職員能力開発等の研修講師

6-2-1. 当該プログラムに関する卓越した専門性を有すること。

業務委託規定

6-2-2.研修講師としての十分な実績を有すること。

6-2-3.振興センターが定めた事業費を超えない範囲での研修運営が可能であること。

6-3.Web 関連事業:オフィシャルホームページ、振興センターが事業として管理運営するポータルサイトサイト。

6-3-1.各サイトの事業目的を的確に達成できる Web 開発・管理能力を有すること。

6-3-2.各サイトの要求品質を定めた時間内に満たし、かつ維持する能力を実績において証することができること。

6-3-3.Web の展開について提案能力を有し、適切に提案できること。

6-3-4.業務遂行にあたる要員に一定の障害当事者が含まれていること。

6-3-5.振興センターが定めた事業費を超えない範囲での管理運営が可能であること。

6-4.有効性評価事業:評価調査員

6-4-1.評価調査員の資格要件については、「工賃向上計画の有効性評価規定」に定めます。

6-4-2.評価調査員の資格要件の見直しについても、「工賃向上計画の有効性評価規定」に定めます。

7. 業務委託費

7-1.当該業務の委託費については、各業務ごとに適切性・妥当性を審査の上、決定し業務委託契約書または別途の委託費明細に定めます。

7-2.交通費が別途の場合、当該業務の遂行に当たり発生した交通費については、実費または受託者所有の自家用車両使用の場合、規定の走行距離単価を実走行距離に乗じた額を支払います。

7-3.受託者所有の自家用車両使用の場合、当該車両は一定額以上の任意保険に加入していることを条件とします。その確認のため、保険証券の写しを提出することとします。

7-4.業務委託費の支払いは、毎月月末に締めて業務委託契約書に定めた日付に受託者の指定した口座に振り込むこととします。ただし、業務サービスの受益者が直接に費用負担する場合(三者間契約)は、その限りではありません。

8. 秘密保護義務及び知的所有権

8-1.受託者は、委託業務の遂行によって知り得た情報を、振興センターの承諾を得ず第三者に開示、漏洩したり、当該業務以外の目的に使用することはできません。

8-2.委託事業で創出された新たな知見に対する知的所有権は原則として委託者である振興センターが有します。ただし、振興センターと受託者の協議により合意できた範囲を限定して受託者に分与することができます。ただし、業務サービスの受益者が直接に費用負担する場合(三者間契約)は、その限りではありません。

9. その他協議事項

9-1. 振興センターは各業務委託事業ごとに、受託者と当該業務の進捗状況、及び効果の確認について適宜協議し、絶えず品質向上を図り共に事業目的の達成に努めることとします。

9-2. 原則として業務委託事業者による、業務の再委託は禁じます。ただし、振興センターが必要性を認めた場合は、その限りではありません。

研 修 仕 様 書

年 月 日

様

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター

次の内容にて(研修・講演・個別相談)を実施致したく、講師方ご検討をお願い申し上げます。

項 目	要 件
日 程	年 月 日 : ~ :
会 場	
主 題	
副 題	
対 象 者	
定 員	
目 的	
目 標	
概 要	
講 師 料	振興センター規定により 円(交通費・経費: <input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 別途)

研 修 受 託 書

年 月 日

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター 様

印

上記、(研修・講演・個別相談)の講師を受諾致します。

資 料	<input type="checkbox"/> パワーポイント <input type="checkbox"/> ワープロ文書() <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 現物渡し <input type="checkbox"/> データ渡し
	振興センターホームページ等への資料転用の可否: <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 全部可 <input type="checkbox"/> 不可
備 考	

(印紙)

業 務 委 託 契 約 書

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター（以下「甲」という）と、
_____（以下「乙」という）は、
業務委託契約（以下、本契約という）を次の通り締結する。

第1条（業務委託）

甲は、乙に対し、_____を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（委託料）

甲は乙に対し、本業務の対価として、別途委託費明細に定めた委託料を支払う。

2 甲は、前項に定める委託料の当月分を翌月10日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。

第3条（契約期間・契約更新）

契約期間は、平成 年4月1日から、平成 年3月31日までとする。

2 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出のないときは、本契約と同一の条件で、さらに1ヶ年間更新するものとし、以後同様とする。

第4条（業務の遂行）

乙は、本業務の遂行に当たっては、甲が定めた「業務委託管理規定」の各条項に則ることとする。

第5条（報告）

乙が関与した業務事項については、適宜甲宛てに文書またはその他の方法で報告する。

第6条（秘密保持及び知的所有権）

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 本事業で創出された新たな知見の知的所有権は甲にある。ただし、協議により甲はその一部を乙に分与することができる。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれその1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター

(住 所)

千葉市中央区亥鼻2丁目9番3号

理事長 加藤 裕二

乙 _____

(住 所)

(代表者) _____ 印

(印紙)

業 務 委 託 契 約 書

特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター（以下「甲」という）と、
_____（以下「乙」という）は、
_____（以下「丙」という）に対する
業務サービスに関する業務委託契約（以下、本契約という）を次の通り締結する。

第1条（業務委託）

甲は、乙に対し、丙に対する_____を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（委託料）

丙は乙に対し、本業務の対価として、別途委託費明細に定めた委託料を支払こととし、甲は支払いに関しては関与しない。

2 甲は、前項に定める委託料の当月分を翌月10日までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。

第3条（契約期間・契約更新）

契約期間は、丙が提示した1案件毎に、乙による丙に対する報告書または成果物の提出までとする。

第4条（業務の遂行）

乙は、本業務の遂行に当たっては、甲が定めた「業務委託管理規定」に則ることとする。

第5条（報告）

乙が関与した業務事項については、適宜丙及び甲宛てに文書またはその他の方法で報告する。

第6条（秘密保持及び知的所有権）

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 本事業で創出された新たな知見の知的所有権は丙にある。ただし、協議により丙はその一部を甲または乙に分与することができる。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙丙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙丙それぞれその1通を所有する。

平成 年 月 日

甲 特定非営利活動法人 千葉県障害者就労事業振興センター
(住 所)
千葉県中央区亥鼻2丁目9番3号
理事長 加藤 裕 二

乙 _____
(住 所)

(代表者) _____ 印

丙 _____
(住 所)

(代表者) _____ 印